

# ○山梨県警察民間企業等派遣研修の実施に関する訓令

平成3年5月21日  
本部訓令第12号

〔沿革〕 平成14年7月本部長訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づき、山梨県警察職員（以下「職員」という。）を民間企業その他の団体及び個人事業者（以下「企業等」という。）に派遣し、企業等における姿勢、職業意識、価値観等を研修させることにより、社会の変化に柔軟に対応し得る創造性豊かな人材を養成し、もって警察行政の効率的な運営に資することを目的とする。

(研修生の決定)

第2条 研修生（研修のため企業等に派遣される職員をいう。以下同じ。）は、所属長の推薦により山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

(派遣期間)

第3条 研修生の派遣期間は、3月以内とする。ただし、本部長はこの研修の目的を効果的に達成するため、必要と認めるときは、派遣先の企業等と協議の上、6月を超えない範囲で派遣期間を定め、又は派遣期間を延長することができる。

(研修生の服務等)

第4条 研修生の勤務は、山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第4号）等に反しない限度において、派遣先企業等の就業規則に従うものとする。

2 研修生は、派遣期間中においては、派遣先企業等の指定する者の指示に従うものとする。

3 研修生の休暇等の承認並びに出張、休日及び時間外勤務の命令は、派遣先企業等の指定する者を經由して行うものとする。

4 研修生の出勤状況等の把握については、派遣先企業等に勤務する者の例によるものとする。

5 本部長は、必要があると認めるときは、派遣先企業等から研修生の出勤状況等の報告を求めるものとする。

(研修生の災害補償)

第5条 研修生の災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受ける

ものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 研修生は、派遣先企業等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の秘密は、派遣先企業等が秘密であると明示した事項、その他それを漏らすことが当該企業等の利益を侵害すると客観的に認められる事項をいう。

(他の研修の受講)

第7条 本部長は、研修生に対して、他の研修の受講を命ずる必要があると認められるときは、派遣先企業等と協議の上、これを命ずるものとする。

(福利、厚生及び健康管理)

第8条 本部長は、研修生に福利、厚生及び健康管理について措置を講ずる必要があると認めるときは、派遣先企業等と協議の上、これを措置するものとする。

(派遣研修終了後の報告)

第9条 研修生は、派遣研修終了後速やかに研修結果を本部長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、派遣先企業等と協定を締結するものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この研修の実施に関し必要な事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月11日本部訓令第10号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

様式 略